

○さいたま市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する要綱

平成17年12月27日

告示第1118号

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めるもののほか、市税に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機構 地方税共同機構をいう。
- (2) 運営団体 機構を構成する都道府県及び市町村をいう。
- (3) 地方税ポータルシステム 電子情報処理組織のうち、地方税における申請等の手続を行うシステムで運営団体が共同で運用・管理するものをいう。
- (4) 電子申請サービス 電子情報処理組織のうち、埼玉県市町村電子申請サービスの共同利用に係る事業における埼玉県市町村電子申請サービスをいう。

(申請等の指定)

第3条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条第1項又は条例第3条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる地方税に関する法令又は条例等に規定する申請等は、別表第1左欄に掲げる電子情報処理組織の区分に応じ、同表中欄に掲げる申請等とする。

(処分通知等の指定)

第4条 法第7条第1項又は条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる地方税に関する法令又は条例等に規定する処分通知等は、地方税ポータルシステムを使用する方法により行う別表第2に掲げる処分通知等と

する。

(届出の指定)

第5条 前2条に規定するもののほか、市税の賦課徴収に関して市長が必要と認める届出で、地方税ポータルシステムを使用する方法により行うことができるものは、別表第3に掲げる届出とする。

(電子計算機の指定)

第6条 第3条の申請等、第4条の処分通知等及び前条の届出は、機構が使用し、及び管理する電子計算機を用いるものとする。

(事前届出等)

第7条 第3条の申請等及び第5条の届出(以下「市税に係る申請等」という。)を地方税ポータルシステムを使用する方法により行おうとする者は、あらかじめ、市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、次に掲げる事項を入力して、市長に届け出なければならない。ただし、市長が当該届出を必要としないと認めるときは、この限りでない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地)

(2) 地方税ポータルシステムを使用する方法により行う市税に係る申請等の範囲

(3) 前2号に掲げるもののほか、地方税ポータルシステムを使用する方法による市税に係る申請等に必要と認められる事項

2 前項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る事項について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる電子証明書に限る。以下同じ。)を当該届出事項と併せて、市長に送信しなければならない。ただし、届出を行おうとする者が、税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合において、委嘱を受けた者に係る電子署名及び電子証明書を送信して届出を行うときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出を行った者に対し、識別符号(地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う者(以下「利用者」という。))を特定するために、利用者ごとに付与する符号をいう。以下同じ。)及び暗証符号(利用者を特定する際の地方税ポータルシステムの安全性の確保を

目的として用いる符号であって、利用者ごとに付与するものをいう。以下同じ。)を通知するものとする。ただし、当該届出を行った者が、既に本市以外の運営団体から識別符号及び暗証符号を付与されているときは、この限りでない。

4 第1項の規定による届出を行った者は、その届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を、その者の使用に係る電子計算機から入力し、市長に届け出なければならない。第2項の規定により送信した電子証明書に記録された事項に変更が生じ、又は当該電子証明書の有効期間が満了したときも、同様とする。

5 第1項の規定による届出を行った者は、地方税ポータルシステムの使用を停止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地方税ポータルシステムによる市税に係る申請等)

第8条 利用者は、機構が利用者に対して提供する利用者用ソフトウェア又はこれと同様の機能を有するものを用いて、市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該市税に係る申請等に係る事項並びに前条第3項の識別符号及び暗証符号を入力して、当該市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

(1) 第7条第1項ただし書の規定により、同項に規定する届出を必要としないと認められた場合 識別符号及び暗証番号を入力すること。

(2) 市税に係る申請等を行おうとする者が、税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が地方税ポータルシステムを使用する方法により当該市税に係る申請等を行う場合 当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

2 地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合において、市長は、当該市税に係る申請等について規定した地方税に関する法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等(以下「添付書面等」という。)(当該添付書面等が登記事項証明書であるときを除く。)に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

3 地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、市長は、これに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規

定する登記情報の送信を同法第3条第1項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

- 4 規則第5条第2項第4号の市長が定める電子証明書は、機構により地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合に利用することが認められた電子証明書とする。

(書面の特例等)

第9条 税理士法の規定により税務代理をする税理士が、電子情報処理組織を使用する方法により行う当該代理をする市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該市税に係る申請等と併せて送信したときは、これを同法第30条の規定により提出しなければならないとされる書面の提出があったものとみなすことができる。

- 2 税理士法第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項の規定による市税に係る申請等において記載すべき事項とされる署名は、電子情報処理組織を使用する方法により行う市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該市税に係る申請等と併せて送信することをもって、当該署名に代えることができる。

(地方税ポータルシステムによる処分通知等)

第10条 地方税ポータルシステムを使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の対象者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた市長等の使用に係る電子計算機から、当該処分通知等につき規定した法令又は条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を入力して、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該処分通知等を行うものとする。

(機構の定める事項の遵守)

第11条 地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る手続等を行うときは、その使用に関し機構が定める事項を遵守しなければならない。

(電子申請サービスに関する手続の準用)

第12条 第6条、第8条第2項及び第3項並びに前条の規定は、電子申請サービスの使用について準用する。この場合において、第6条中「、第4条の処分通知等及び前条の届出は、機構」とあるのは「は、埼玉県」と、第8条第2項及び第3項並びに前条中

「地方税ポータルシステム」とあるのは「電子申請サービス」と、同条中「機構」とあるのは「埼玉県」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月16日から施行する。

附 則 (平成18年12月26日告示第1177号)

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第322号)

この告示は、平成19年4月2日から施行する。

附 則 (平成24年5月8日告示第636号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第508号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日告示第469号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月7日告示第525号)

(施行期日)

- 1 この告示中別表第1の改正は公布の日から、第7条の改正は令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年1月1日前にこの告示による改正前のさいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱により区長が行った行為若しくは区長に対して行われた行為で現に効力を有するもの又は区長が行うべきであった行為若しくは区長に対して行われるべきであった行為で現に行うべきであり若しくは行われるべきであるものは、それぞれ市長が行った行為若しくは市長に対して行われた行為又は市長が行うべきであった行為若しくは市長に対して行われるべきであった行為とみなす。

附 則 (令和3年2月1日告示第214号)

この告示は、令和3年2月4日から施行する。ただし、第3条の改正（「別表第1に掲げる申請等とする」を「別表第1左欄に掲げる電子情報処理組織の区分に応じ、同表中欄に掲げる申請等とする」に改める部分を除く。）及び第4条の改正（「第4条第1項」を

「第7条第1項」に改める部分に限る。)並びに別表第1の改正(「第317条の2第8項」を「第317条の2第9項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年5月28日告示第903号)

この告示は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正(電子申請サービスの部に項を加える改正を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月7日告示第1105号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(追加〔平成29年告示508号〕、一部改正〔令和元年告示525号〕、一部改正〔令和3年告示第214号〕、一部改正〔令和3年告示第903号〕)

電子情報処理組織	申請等	根拠条文等
地方税ポータルシステム	徴収猶予申請書及び徴収猶予期間延長申請書の提出	地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の2第1項から第3項まで及び第8項並びにさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号。以下「市税条例」という。)第6条の3
	換価の猶予申請書及び換価の猶予期間延長申請書の提出	地方税法第15条の6の2第1項及び第2項並びに第3項において準用する第15条の2第8項並びに市税条例第6条の5
	法人市民税の更正請求書の提出	地方税法第20条の9の3第1項から第3項まで及び第321条の8の2
	退職所得に係る納入申告書の提出	地方税法第50条の5及び第328条の5第2項
	退職所得者の特別徴収票の提出	地方税法第50条の9及び第328条の14
	法人の設立(設置)変更等申告書の提出	地方税法第317条の2第9項並びに市税条例第28条第9項及び第10項
	給与支払報告書の提出	地方税法第317条の6第1項及び第3項

	公的年金等支払報告書の提出	地方税法第317条の6第4項
	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出	地方税法第317条の6第2項、第321条の4第5項及び第321条の5第3項
	法人市民税の申告書の提出	地方税法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項及び第21項から第23項まで並びに第321条の13第1項
	償却資産申告書の提出	地方税法第383条
	事業所税の申告書の提出	地方税法第701条の46及び第701条の47並びに市税条例第143条
	事業所等の新設・廃止・異動申告書の提出	地方税法第701条の52第1項及び市税条例第148条第1項
	事業所用家屋の貸付け等申告書の提出	地方税法第701条の52第2項及び市税条例第148条第2項
	新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書の提出	地方税法附則第63条
	税務代理における書面の提出等	税理士法第30条並びに第33条の2第1項及び第2項
電子申請サービス	税証明等交付請求書の提出	地方税法第20条の10及び第382条の3並びにさいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）第9条及び第13条の3
	市民税・県民税申告書の提出	地方税法第45条の2及び第317条の2並びに市税条例第28条及び第29条

	軽自動車税（種別割） 申告（報告）書兼標識 交付申請書の提出	地方税法第463条の19第1項及び市 税条例第94条
--	--------------------------------------	-------------------------------

別表第2（第4条関係）

（追加〔平成29年告示508号〕）

処分通知等	根拠条文等
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の送付	地方税法第321条の4第1項、第7項及び第8項

別表第3（第5条関係）

（追加〔平成29年告示508号〕）

届出
市民税・県民税特別徴収への切替届出書の提出
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書の提出